

平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会社名 株式会社 杉村倉庫  
代表者名 取締役社長 柴山恒晴  
(コード番号 9307 東証第二部)  
問合せ先 取締役経営企画部長 佐伯祐三  
(TEL 06-6571-1221)

## 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 153 回定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、同株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日開示の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご覧ください。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

委員の過半数が社外取締役で構成される監査等委員会が、監査等委員の取締役会における議決権等を通じて業務の執行の適法性・妥当性の監査、監督を担うことで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実を図ることを目的とするものであります。

##### (2) 移行の時期

平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 153 回定時株主総会において、定款変更議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。

当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたしたく、当該移行のために、定款一部の変更を行うものであります。

また、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となる旨への規定を変更するものであります。

その他、上記の各変更に伴う条数等の変更、その他所要の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日 (予定)

【別紙】

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	改 定 案
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
第 2 条 (目的) (条文省略) <u>1. ～17.</u> (条文省略)	第 2 条 (目的) (現行どおり) <u>(1) ～(17)</u> (現行どおり)
第 3 条～第 5 条 (条文省略)	第 3 条～第 5 条 (現行どおり)
<u>第 6 条 (自己の株式の取得) 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第 7 条～第 9 条 (条文省略)	第 6 条～第 8 条 (現行どおり)
第 10 条 (株式取扱規則) 当社の株式及び新株予約権に関する手続き及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	第 9 条 (株式取扱規則) 当社の株式及び新株予約権に関する手続き、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。
第 11 条～第 12 条 (条文省略)	第 10 条～第 11 条 (現行どおり)
第 13 条 (議長) 株主総会は、取締役社長が議長となる。 <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。</u>	第 12 条 (招集権者及び議長) 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
第 14 条～第 17 条 (条文省略)	第 13 条～第 16 条 (現行どおり)

第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(新設)	第 17 条 (取締役会の設置) 当社は取締役会を置く。
第 18 条 (取締役の員数) 当社の取締役は、9 名以内とする。	第 18 条 (取締役の員数) 当社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) は、9 名以内とする。
(新設)	2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、4 名以内とする。
第 19 条 (取締役の選任) 取締役は、株主総会において選任する。	第 19 条 (取締役の選任) 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. (条文省略)	2. (現行どおり)
3. (条文省略)	3. (現行どおり)
第 20 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。	第 20 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
<u>但し補欠のため選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。</u>	2. <u>前項にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>
(新設)	3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u>
(新設)	第 21 条 (現行どおり)
第 21 条 (条文省略)	第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長)
第 22 条 (取締役会の招集権者及び議長)	(削除)
<u>当社に取締役会を置く。</u>	取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	2. 取締役会長に欠員又は差支えがあるときは取締役社長が、取締役会長、取締役社長共
3. 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他	

の取締役がこれに当たる。

第 23 条 (取締役会の決議の方法)

(条文省略)

2. 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 24 条 (取締役会の招集の通知) 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日より 5 日以前に発するものとする。

但し、緊急の場合これを短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(新設)

第 25 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等という。」) は、株主総会の決議をもって定める。

第 26 条

(条文省略)

に欠員又は差支えがあるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第 23 条 (取締役会の決議の方法)

(現行どおり)

2. 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 24 条 (取締役会の招集の通知) 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日より 5 日以前に発するものとする。

但し、緊急の場合これを短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 (業務執行の決定の取締役への委任)

当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 26 条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

第 27 条

(現行どおり)

第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
(新設)	
第 27 条 (監査役の員数) 当会社に監査役を置く。 2. 当会社の監査役は、4 名以内とする。	(削除) (削除)
第 28 条 (監査役の選任) 監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除) (削除)
第 29 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 但し、補欠のため選任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。	(削除)
第 30 条 (監査役会及び常勤の監査役) 当会社に監査役会を置く。 2. 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。	(削除) (削除)
第 31 条 (監査役会の決議の方法) 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	第 29 条 (監査等委員会の決議の方法) 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
第 32 条 (監査役会の招集の通知) 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日より 5 日以前に発するものとする。 但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。 2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	第 30 条 (監査等委員会の招集の通知) 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日より 5 日以前に発するものとする。 但し、緊急の場合はこれを短縮することができる。 2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

<p>第 33 条 (監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条 (監査役の実任免除) <u>当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>2. <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定に基づき、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査人</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>第 6 章 会計監査人</b></p>
<p>第 35 条 (会計監査人の設置) <u>当社に会計監査人を置く。</u></p>	<p>第 31 条 (会計監査人の設置) <u>当社は会計監査人を置く。</u></p>
<p>第 36 条 (条文省略)</p>	<p>第 32 条 (現行どおり)</p>
<p>第 37 条 (会計監査人の任期) <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>第 33 条 (会計監査人の任期) <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>2. (条文省略)</p>	<p>2. (現行どおり)</p>
<p>第 38 条 (会計監査人の報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第 34 条 (会計監査人の報酬等) <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第 39 条 (会計監査人の責任限定契約) <u>当社は、会計監査人との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第 7 章 計 算

第 40 条 (条文省略)

第 41 条 (期末配当及び基準日) 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

第 42 条 (中間配当及び基準日) 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。

第 43 条 (条文省略)

(新設)

## 第 7 章 計 算

第 35 条 (現行どおり)

第 36 条 (剰余金の配当等) 当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

第 37 条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

第 38 条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第 153 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役 (監査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 153 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 34 条第 2 項の定めるところによる。

以上